

なでしこ小規模保育園 園規則

労働者協同組合

ワーカーズコープ・センター事業団

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚令第63号。以下「最低基準」という。)に基づき、保育所に入所する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の処遇に関する事項、その他施設の管理についての重要事項に関して定めるところを目的とする。

(方針)

第2条 本園(以下「本園」もしくは「園」という。)は児童福祉法(以下「法」という。)及び最低基準に基づいて、園児が心身ともに健やかに育成される保育事業を行うことを基本方針とする。

(名称)

第3条 本園はなでしこ小規模保育園と称する。

(所在地)

第4条 本園の設置場所は、東京都板橋区坂下3-28-24に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第5条 園に次の職員を置く。

- (1)施設長 1名
- (2)保育士 最低基準、もしくは自治体が定める必要人数を配置する
- (3)保育従事者 必要に応じ配置する
- (4)栄養士もしくは調理師 1名
- (5)嘱託医 1名

(職員の資格)

第6条 職員は最低基準第7条に該当するものうちから代表理事が任命する。ただし保育士については、児童福祉法施行令第13条1項の各号の1に該当する保育士資格

者であることを要する。

(職務)

第7条 施設長は園の業務を統轄する。

2. 保育士は、保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。
3. 栄養士、もしくは調理師が、給食業務に従事する。

(職務の心得)

第8条 職員は、この規則及び、これに付属する諸規程を守り施設長の指示に従い、職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者として、その責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 定員

(定員)

第9条 本園の定員は19名とし、その内訳は次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|----|---------|--------|
| (1) 0歳児 | 3名 | (2) 1歳児 | 8名—11名 |
| (3) 2歳児 | 8名 | | |

2.ただし1歳児の園児数により2歳児の園児数が弾力化される。

第4章 入園及び退園

(入園資格)

第10条 本園の入園資格は、児童福祉法第24条の規定による保育の実施を受ける者であること。

(退園理由)

第11条 次に該当したときは退園させることができる。

- (1)児童福祉法第24条による保育の実施理由が解消したとき
- (2)その他市区町村と協議したうえ適当と認められたとき

第5章 入園児の処遇

(平等の原則)

第12条 本園は園児又はその保護者の国籍・信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(費用)

- 第 13 条 保育料は自治体の定める金額とし、別途保護者へ通知するものとする。
- 2.前項以外の費用の種類、金額、支払を求める理由については、次のとおりとする。
- (1)連絡帳 1冊 400円
第 21 条に定める保護者との連絡を図るために使用するため。
- (2)シーツクリーニング 1枚 500円
園が貸与している午睡用シーツのクリーニング代金の一部負担。ただし、退園時のみに限るものとする。
- (3)紙パンツ、お尻拭き 月額 2,200円
利用希望者に限るものとする
月 10 日未満の登園の場合は、月額 1,100円とする
- (4)衛生用品等 月額 300円
ペーパータオル、口拭き用ウェットティッシュ、消毒用アルコール
- (5)園外行事参加費 1行事につき 150円
園外行事開催に係る費用の一部負担。ただし、参加希望者に限るものとする。
- (6)写真代 1枚につき 100円
写真配布に係る費用の一部負担。ただし、配布希望者に限るものとする。
- (7)DVD代 1枚につき 500円
DVD 配布に係る費用の一部負担。ただし、配布希望者に限るものとする。
- (8)延長保育利用料
午後 6 時 16 分から午後 6 時 30 分まで利用 日額 150円
午後 6 時 16 分から午後 6 時 45 分まで利用 日額 300円

(保育の時間)

- 第 14 条 平常の保育時間は午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までとする。
- 2.延長保育の保育時間は午後 6 時 16 分から午後 6 時 45 分までとする。

(登降園)

- 第 15 条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

- 第 16 条 保育内容については園児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立てる。

(日課及び年間行事)

- 第 17 条 日課及び年間行事については別に定める。

(休日)

第 18 条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び祝日
- (2) 12 月 29 日より 1 月 3 日まで

(欠席)

第 19 条 園児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園に届け出ること。

(休園)

第 20 条 園児又は園児の同居家族に伝染病等の発生により、他の園児に感染する恐れがあると施設長が認めたときは、休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第 21 条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第 22 条 施設長、保育士は常に園児の健康に留意し、年 2 回の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

(虐待防止のための措置)

第 23 条 園は、第 2 条に定めた基本方針に基づき保育を行うとともに、園児の虐待防止のために必要な措置を講ずる。また、園児が虐待を受けている恐れがある場合には、直ちに防止策を講じるとともに、自治体及び関係機関へ報告するものとする。

第 6 章 緊急時における対応、及び非常災害対策

(緊急時等における対応)

第 24 条 職員は、保育中に園児の体調が急変した場合、もしくはその他緊急事態が生じた時は、施設長への報告、保護者への連絡、医療機関への連絡等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 25 条 施設長は非常災害その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月 1 回、園児及び職員の避難訓練を行うものとする。

2. 非常災害に対するその他の具体的計画は、別に定める消防計画によるものとする。
3. 非常災害発生時における対策については、保護者に書面等で明示するとともに説明の機会を設け、保護者の協力が得られるよう対応を図るものとする。

第7章 その他運営に関する重要事項

(その他運営に関する重要事項)

第26条 園は、職員の資質向上を図るため、研修を随時計画し機会を設ける。

2. 職員は業務上知りえた園児、保護者、またはその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知りえた園児、保護者、またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を定めた雇用契約の締結、及び誓約書を取交すものとする。
4. この規則に定める事項のほか、園の運営に関する重要事項については、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団の定める諸規程に則り、定めるものとする。

(改正)

第27条 この規則を改正、廃止するときは、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規則は平成26年12月1日から施行する。

平成29年7月1日 一部改定

令和2年9月1日 一部改定

令和4年4月1日 一部改定

令和5年4月1日 一部改定